

MUFG AM サステナブルインベストメントによる  
「日本版スチュワードシップ・コード」各原則への対応方針

**原則 1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

- ・ MUFG AM サステナブルインベストメントは、MUFG アセットマネジメント\*各社の主としてパッシブ運用戦略の投資先企業に対するスチュワードシップ活動を強化するために設立されました。
- ・ 投資先企業の抱えるサステナビリティ課題について改善を促し、長期的なリスクの低減により MUFG AM 各社の顧客・受益者の中長期的な投資収益の最大化を図ることで、スチュワードシップ責任を果たします。
- ・ これまでも、MUFG アセットマネジメント各社においては、投資先企業との「目的を持った対話」を通じて当該企業の持続的成長および企業価値向上の実現をめざしてきました。しかしながら、これまで以上に投資先企業の直面する社会課題は複雑化しています。
- ・ MUFG AM サステナブルインベストメントに所属する高い専門性と豊富な経験を有したアナリストが「MUFG AM サステナブル投資ポリシー」に則り、中長期的な視点から「サステナビリティに関する対話」を体系的に実施します
- ・ なお、MUFG AM サステナブルインベストメントは機関投資家である MUFG AM 各社に対するサービス提供者です。したがって、原則 1~7 については機関投資家向けサービス提供者としての表明となります。

\*MUFG アセットマネジメントは三菱 UFJ フィナンシャル・グループのアセットマネジメント会社である三菱 UFJ 信託銀行株式会社、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社、三菱 UFJ 不動産投資顧問株式会社、Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.、三菱 UFJ オルタナティブインベストメント株式会社から形成されるブランド名です

**原則 2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

- ・ 三菱 UFJ 信託銀行のサステナブルインベストメント部が、MUFG AM サステナブルインベストメントとして、投資先企業と「サステナビリティに関する対話」を行います。
- ・ 三菱 UFJ 信託銀行は、信託業務と銀行業務を兼営しており、複数の業務において様々な立場からお客様と接する機会があります。また、三菱 UFJ 信託銀行と資本関係のある株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループは傘下に商業銀行を置いています。したがって、想定される利益相反として銀行部門からの不当な働きかけが挙げられます（融資拡大等を見込む銀行

部門が、MUFG AM サステナブルインベストメントに対して顧客・受益者のためにならない不適切なエンゲージメントをするよう影響力を行使する等)。このため、利益相反回避として以下の施策を導入しています。

1. 三菱UFJ 信託銀行の第三者委員会（スチュワードシップ委員会）によるモニタリング
2. 影響力・情報遮断のルール明確化（MUFG AM サステナブルインベストメントに所属するアナリストと銀行部門所属員との会議や打ち合わせを禁じるなど、両部署の接触を原則禁止）

・また、MUFG AM サステナブルインベストメントは、三菱UFJ 信託銀行を含む、MUFG AM 各社からの影響力・情報を遮断する措置も講じています。

**原則 3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

・MUFG AM サステナブルインベストメントは、「対話を行う投資先企業」ならびに「対話方針」を MUFG AM 各社と合意の上、「サステナビリティに関する対話」を行います。

・高い専門性と豊富な経験を有するアナリストが、MUFG AM サステナブルインベストメントに蓄積されたエンゲージメント情報ならびにステージ管理を活用し対話を行うことで投資先企業の状況を的確に把握することに努めています。

・なお、エンゲージメント情報ならびにステージ管理の状況は、MUFG AM サステナブルインベストメントのエンゲージメントマネジメントシステム（EMS）に蓄積され、MUFG AM 各社にレポートなどの形で定期的に提供されます。

・一方、MUFG AM 各社は独立した運用機関であるため、MUFG AM 各社のエンゲージメント情報ならびにステージ管理等の一切の情報が、MUFG AM サステナブルインベストメントはもとより、MUFG AM 各社に流入することを防ぐ施策を導入しています。

**原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

・MUFG AM サステナブルインベストメントは、「サステナビリティに関する対話」を行うために、エンゲージメントのテーマユニバースの中から、重点テーマを選定します。その上で、MUFG AM サステナブル投資ポリシーに則り、サステナビリティの実現に向け効果的・効率的なエンゲージメントを推進する観点により、「テーマ別エンゲージメント」、「協働エンゲージメント」、「パブリックエンゲージメント」の中から、適切なアプローチを選定します。

・投資先企業との対話に際しては、重点テーマと密接に関連する投資先企業を選定し、戦略的かつ重点的にエンゲージメントを実施する「テーマ別エンゲージメント」に加え、重

点テーマに関連するイニシアチブを通じた「協働エンゲージメント」にて、国内外の機関投資家と協働します。

・なお、投資先企業との対話の場において、未公表の重要事実を取得することを目的としません。万一、未公表の重要事実を受領した場合には、管理規定に従い、厳格に情報を管理します。

**原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

・MUFG AM サステナブルインベストメントは、機関投資家である MUFG AM 各社に対するサービス提供者であり、受託財産に係る投資判断、売買発注等の運用業務（以下、受託財産の運用業務）を行っていません。MUFG AM 各社に「サステナビリティに関する対話」の結果を提供し、各社は議決権行使を実行する際に対話結果を活用することができます。（MUFG AM 各社の議決権行使の方針については、各社のウェブサイトをご確認ください。）

・上記の通り、MUFG AM サステナブルインベストメントの「サステナビリティに関する対話」は「目的を持った対話」であると考えていますが、今後、より一層 MUFG AM 各社の議決権行使判断に資する「サステナビリティに関する対話」ならびに MUFG AM 各社への情報提供を検討していきます。

・なお、最終的な議決権行使権限は独立した運用機関である MUFG AM 各社に帰属します。

**原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

・MUFG AM サステナブルインベストメントは、機関投資家である MUFG AM 各社に対するサービス提供者であり、受託財産の運用業務を行っていません。

・MUFG サステナブルインベストメントは、「サステナビリティに関する対話」を行った結果を MUFG AM 各社に提供します。

**原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

- ・ MUFG AM サステナブルインベストメントは投資先企業と建設的な対話を行うために、継続的に外部の専門家や国内外の機関投資家との意見交換を行い、サステナビリティに関する知見の獲得ならびに対話力の向上に努めます。
- ・ MUFG AM サステナブルインベストメントが行う対話についての自己評価は、定期的に発行するサステナブル投資報告書において公表します。

**原則 8：機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。**

- ・ MUFG AM サステナブルインベストメントは、MUFG AM 各社の投資先企業の持続的成長および企業価値向上の実現を目指し、当該企業と「目的を持った対話」を行います。MUFG AM 各社の顧客・受益者の中長期的な投資収益の最大化を図ることで、MUFG AM 各社がスチュワードシップ責任を果たすことに貢献します。
- ・ MUFG AM サステナブルインベストメントは、「目的を持った対話」が、インベストメント・チェーンの機能向上に資するものとなるように努めます。